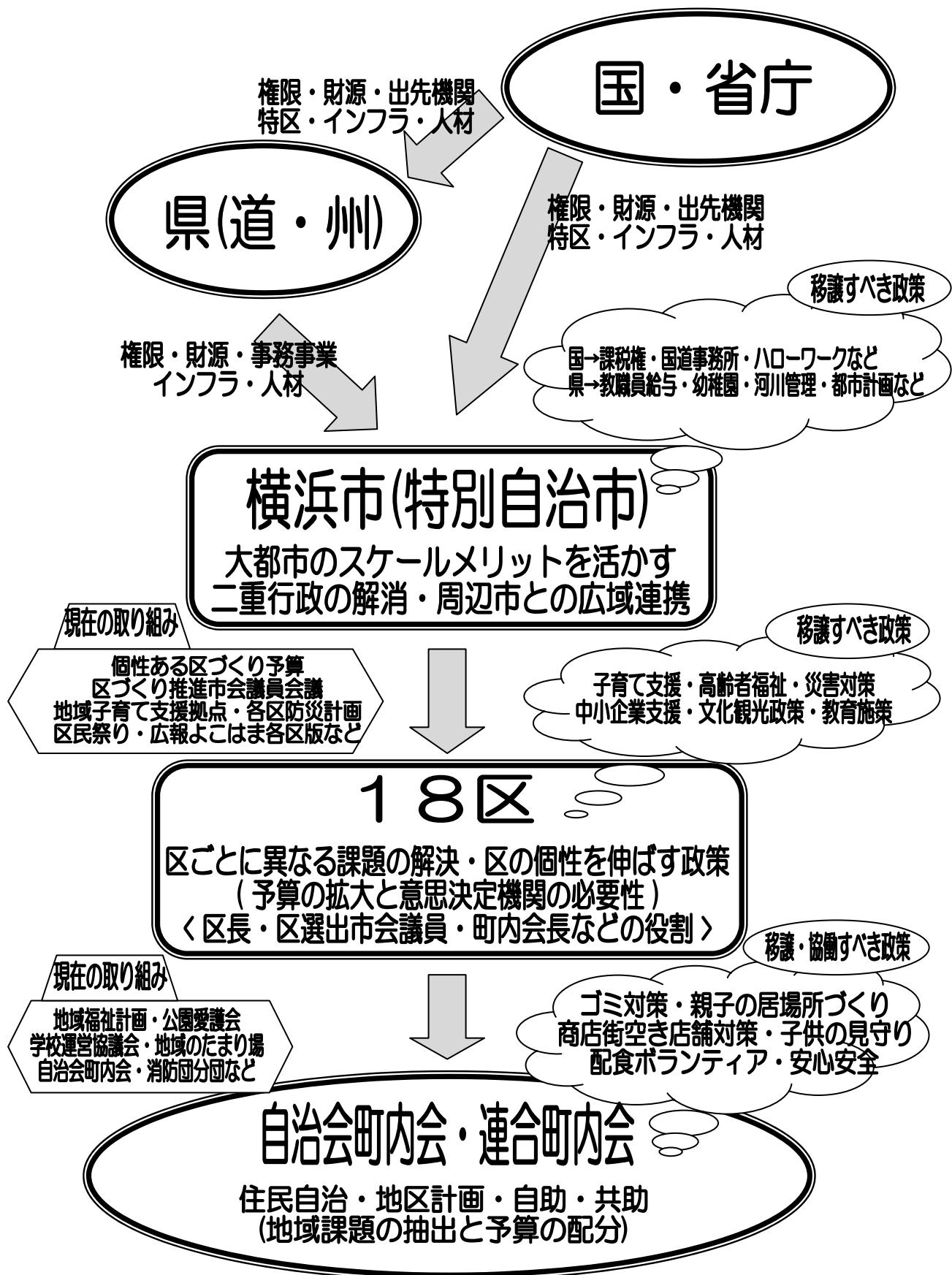


権限移譲の流れと行政の役割

参考：大都市行財政制度特別委員会
平成25年6月7日配付資料



大都市行財政制度特別委員会で取り組むべき課題

参考：大都市行財政制度特別委員会
平成25年6月7日配付資料

1. 横浜市が特別自治市としてまたはその過渡期に新たに担うべきこと

目的・・・大都市のメリットを活かす、二重行政の無駄の排除、広域連携

国からの移譲 県からの移譲 広域連携

権限・財源・移譲すべき事業・出先機関・インフラ・人材

特区制度の活用 → 規制緩和や財源確保や国費によるインフラ整備

2. 横浜市が各区に役割を委ねるべきこと

目的・・・区ごとに異なる課題の解決、区の独自性の発揮

子育て支援・高齢者福祉・災害対策・経済政策・文化政策・観光政策・教育施策など
各区に共通に設置する部署は何か、区によっては必要性の有無も検討すべき
役割(業務)に見合った権限や予算の拡大

3. 各区が横浜市からの役割の移動に向けて整えておくべきこと

目的・・・新たに増える事務事業などに速やかに対応する

義務的経費の野放図な増加を防ぐ、区の独自性を発揮する

区長(権限・階層)・区選出市会議員の役割・立場の明確化

役割(業務)に見合った権限や予算の拡大に伴う意思決定機関の関わり方

報告・協議・討議・審議・議決案件(予算・決算など)

4. 自治会町内会・連合町内会や市民活動団体・NPO・企業などに担ってもらえること

目的・・・地域社会に様々な活動の担い手になってもらい地域の絆を深める

市民協働の土壤を作り、自助・共助・公助の役割を明確にする

企業に対して地域社会の一員として地域への貢献活動(CSR)を求める

地域社会にどこまで委ねることができるのか

ワークライフバランス、子育てや介護の負担、クラブ活動のあり方

人間関係、暮らし方や生き方、家族のあり方などにもかかわってくる

6月7日開催(前回)の大都市行財政制度特別委員会に おける要求資料について

- 1 横浜市が求める事務権限と移譲に結びつかない
主な事務権限とその理由
- 2 事務処理特例の活用により、県から移譲された
主な事務権限等

平成25年8月2日
横浜市政策局



1 横浜市が求める事務権限及び移譲に結びつかない主な事務権限とその理由

横浜市など指定都市が求める事務権限のうち、第30次地方制度調査会答申で指定都市への移譲を基本に検討とされた県事務(35事務)

介護サービス事業者の業務管理体制の報告の受理・命令等
指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等
特別児童扶養手当の受給資格の認定
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定
婦人相談所の設置
病院の開設許可()
地域医療支援病院の承認()
結核に係る定期の健康診断の実施の指示
特定毒物の製造許可
職業能力開発大学校・障害者職業能力開発校等の設置
都市計画事業(一部)の施行認可
市街地再開発事業(一部)の施行等の認可
防災街区整備事業(一部)の施行等の認可
土地取引の規制区域の指定
指定区間内の一級河川の管理()
二級河川の管理()
直轄区域以外の海岸保全区域等の管理
公有水面の埋立免許
急傾斜地崩壊危険区域の指定
農用地区域内における開発行為の許可
農林物資製造業者等への立入検査等
農地(4ha以下)の転用許可
農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可
民有林の開発行為の許可
市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、市町村立小中学校等の職員の給与等の負担、県費負担教職員定数の決定
博物館の登録
史跡名勝天然記念物の仮指定、重要文化財等の管理に係る技術的指導等、政府が補助金を交付する重要文化財の管理等に係る指揮監督、文化庁長官等に提出すべき書類等の経由事務
商工会議所の定款変更の認可(一部)、事業状況等の報告の受理・警告等
全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画・連携計画の認定
一般旅券の発給申請受理・交付
砂利採取計画の認可、岩石採取計画の認可
高圧ガスの製造・貯蔵許可
火薬類の製造(一部)・販売・消費許可
工業用水の採取許可()
ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定、対策計画の策定

移譲に結びつかない主な事務権限とその理由

理由 【行政サービスの総供給量を都道府県が決定している事務であり、指定都市へ移譲すべきでない。】

【主な事務権限】

医療計画の策定
農業振興地域整備基本方針の作成、農業振興地域の指定、市町村が定める農用地利用計画の同意
市町村立高等学校等の設置認可
私立幼稚園の設置認可
学校法人(一部)の設立認可
私立小学校・中学校・高等学校等の設置認可 など

理由 【指定都市の区域を超える区域を前提に都道府県が処理している事務であり、指定都市へ移譲すべきでない。】

【主な事務権限】

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定
土地利用基本計画の策定
災害時の応急救助の実施
防衛大臣への自衛隊の災害派遣の要請 など

理由 【事業者の経済活動等が指定都市の区域を超える事務であり、指定都市へ移譲すべきでない。】

【主な事務権限】

浄化槽工事業者の登録
麻薬取扱者及び向精神薬取扱者(一部)の免許
解体工事業者の登録
第一種フロン類回収業者の登録 など

理由 【指定都市において専門性の確保が困難とされる事務であり、指定都市へ移譲すべきでない。】

【主な事務権限】

道路における交通の規制 など

は事務処理特例条例等により既に権限(一部を含む)が移譲されている事務
第30次地方制度調査会第33回専門小委員会及び第5回総会配付資料に基づき作成

2 事務処理特例の活用により、県から移譲された主な事務権限等

事務処理特例の活用により県から移譲された主な事務	
<福祉健康>	
医療法人の設立認可	
在宅重度障害者等手当支給に係る書類の調査	
保健師、助産師、看護師、准看護師の業務従事届の受理	
薬局の開設許可	
医療機器販売業及び賃貸業の許可	
病院の開設許可	
食品等の自主回収の着手報告の受理	
海水浴場等の設置の許可	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく 医業類似行為の業務の停止	
<環境>	
鳥獣の捕獲許可	
鳥獣飼養の許可	
販売禁止鳥獣等の販売許可	
緑地管理機構の指定	
地下水採取の許可及び届出の受理	
温泉の湧出量等の報告徴収	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進 に関する法律に基づく届出の受理	
<産業経済>	
事業協同組合等の設立認可	
協業組合の設立認可	
ふぐ営業の認証	
魚介類行商等に係る営業の許可	
<社会資本>	
一級河川及び二級河川の管理に係る国土交通省所管国有財産の 立入・境界確定	
一般国道に係る国土交通省所管国有財産の立入・境界確定	
一級河川及び二級河川の管理に係る国土交通省所管不動産の登 記嘱託	
一級及び二級河川(河川工事等について協議したものに限る)に係 る国土交通省所管不動産の登記嘱託	
一般国道に係る国土交通省所管不動産の登記嘱託	
土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可	
<治安・安全・市民生活>	
有害図書類の陳列方法等に係る立入調査	

移譲事務交付金が100万円以上の事務(平成24年度実績)	交付金額 (円)
医療法人の設立認可等	17,764,830
在宅重度障害者等手当支給に係る書類の調査	11,797,410
保健師、助産師、看護師の業務従事者届の受理(隔年の事務)	11,638,400
薬局の開設許可等	8,882,200
建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録業者に対する 報告徴収等	8,378,680
麻薬取扱者及び向精神薬取扱者の免許申請等に係る経由事務	7,435,800
鳥獣の捕獲許可等	7,382,760
事業協同組合等の設立認可等	6,829,010
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法 律に基づく届出の受理等	6,206,410
医療機器販売業及び賃貸業の許可等	5,191,230
病院の開設許可等	4,312,090
公的個人認証制度に係る事務	4,055,660
市管理県道及び市町村道(旧県道敷地に限る)に係る県有財産の境界確定等	4,029,810
食品等の自主回収の着手報告の受理	2,984,420
保健師、助産師、看護師免許の申請等に係る経由事務	2,471,460
在宅重度障害者等手当支給に係る経由事務	2,316,930
神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所の設置の許可等	2,220,050
ふぐ営業の認証等	2,048,850
海水浴場等の設置の許可等	2,026,090
歯科衛生士の業務従事者届の受理(隔年の事務)	1,373,410
鳥獣飼養の許可等	1,249,420
調理師免許の申請等に係る経由事務	1,167,390
有害図書類の陳列方法等に係る立入調査等	1,149,210
:	
平成24年度移譲事務交付金額 総額(計 73事務)	132,383,000

参考資料



平成25年8月2日
横浜市政策局

目 次

1 横浜市が特別自治市としてまたはその過渡期に新たに担うべきこと

- (1) 特別自治市が担う事務権限
- (2) 指定都市への移譲が必要な主な道府県事務
- (3) 現行制度での横浜市域における主な県事務
- (4) 指定都市への事務権限の移譲手法

2 横浜市が各区に役割を委ねるべきこと

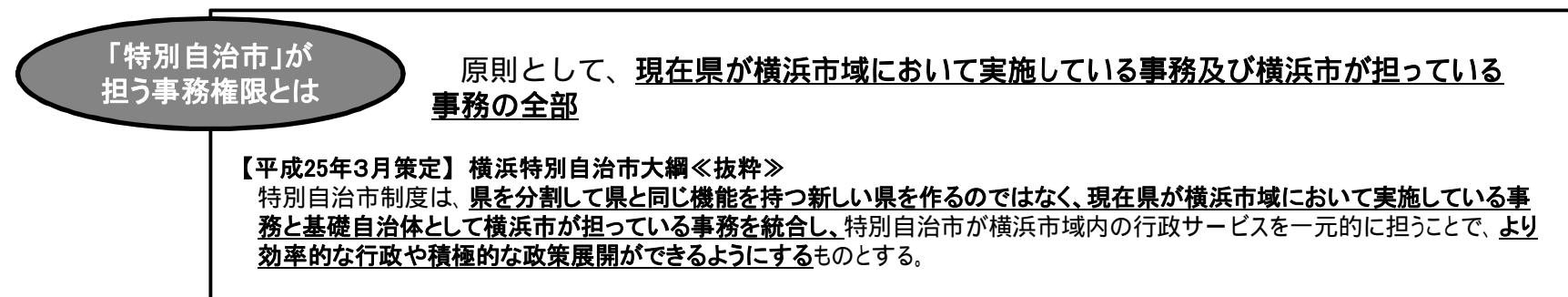
- (1) 現行制度における区の概要と役割
- (2) 区役所の機能強化の経過

3 各区が横浜市からの役割の移動に向けて整えておくべきこと

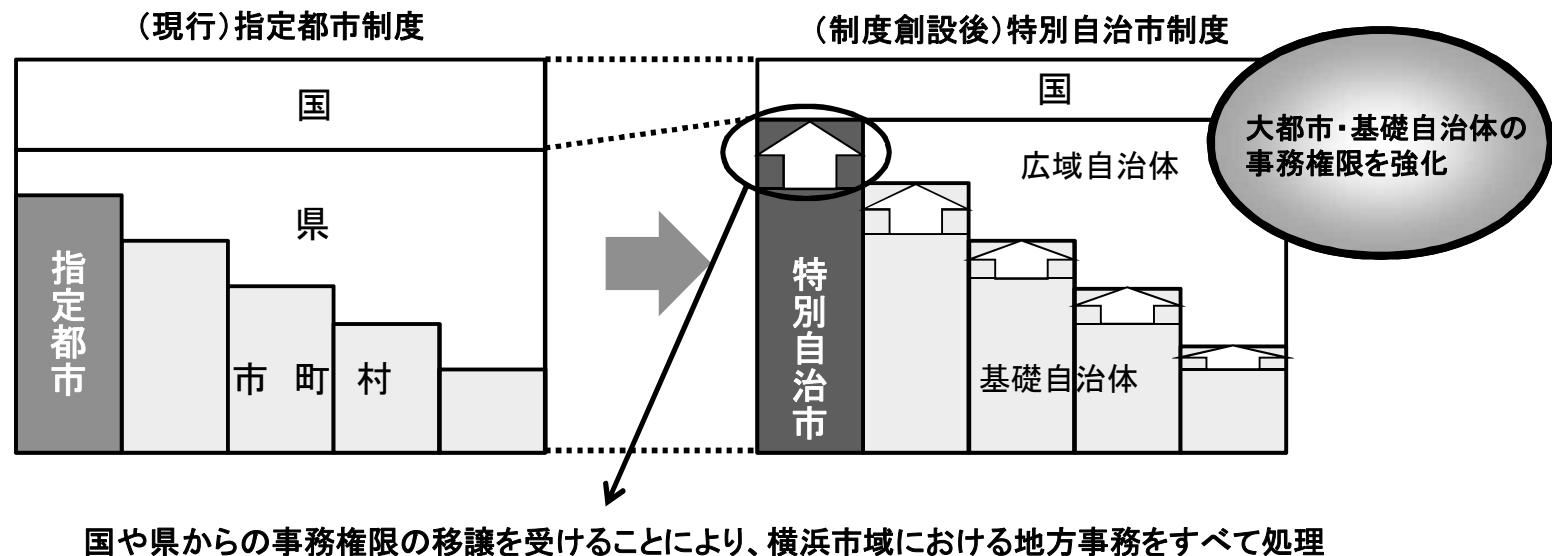
- (1) 区役所の機能強化と住民自治の強化
- (2) 諸外国の大都市制度
（広域自治体と基礎自治体の機能を持つ一層制自治体の例）
- (3) 第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）

1 横浜市が特別自治市としてまたはその過渡期に新たに担うべきこと

(1) 特別自治市が担う事務権限



□ 特別自治市創設後の広域自治体と基礎自治体の関係図



(2) 指定都市への移譲が必要な主な道府県事務

	保健衛生	福祉	教育	環境	まちづくり	治安・安全・防災
道府県 移譲 指定都市	麻薬取扱者 (一部)の免許 精神科病院の設置 臨時の予防接種の実施	保育士、介護支援専門員の登録 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置	小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理	第一種フロン類回収業者の登録 公害健康被害の補償給付	都市計画区域の指定 市街地再開発事業の認可 指定区間の1級河川、2級河川の管理	警察(犯罪捜査、運転免許等)
中核市	保健所の設置 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 旅館業・公衆浴場の経営許可	保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定 身体障害者手帳交付	県費負担教職員の研修	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設の設置の届出の受理	屋外広告物の条例による設置制限 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	
特例市				一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合の設立の認可	
市町村	市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期の予防接種の実施 結核に係る健康診断 埋葬、火葬の許可	保育所の設置・運営 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) 養護老人ホームの設置・運営 障害者自立支援給付 介護保険事業 国民健康保険事業	小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 県費負担教職員の服務の監督、勤務成績の評定	一般廃棄物の収集や処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ)	上下水道の整備・管理運営 都市計画決定(上下水道等関係)	消防・救急活動
					都市計画決定(上下水道等以外) 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理	災害の予防・警戒・防除等 (その他) 戸籍・住基
						特別区

(3) 現行制度での横浜市域における主な県事務

社会資本	○一級河川(指定区間)・二級河川の管理 ○保安林の指定 ○建設業の許可、宅地建物取引業の免許 ○都市公園の管理(三ツ池公園等) ○県営住宅の管理
産業経済	○伝統工芸品に係る振興計画の認定 ○農地転用の許可(4ha未満) ○家畜保健衛生所の設置(県央家畜保健衛生所東部出張所) ○農業協同組合の設立認可 ○高圧ガス・LPガスの製造・販売・貯蔵の許認可、検査
環境	○第一種フロン類回収業者の登録、指導等 ○大気汚染・水質汚濁防止の上乗せ規制基準の設定 ○鳥獣保護区の設定
雇用労働	○無料職業紹介(障害者就労相談センター等) ○職業能力開発校の設置(産業技術短期大学校、東部総合職業技術校) ○労使紛争の調停及び仲裁
福祉健康	○児童養護施設・乳児院の設置 ○知的障害者援護施設の設置 ○高度専門病院の運営(こども医療センター・がんセンター等) ○認定こども園の認定事業
教育文化	○県立高等学校及び特別支援学校の設置 ○私立学校の設置認可(大学、高等専門学校以外) ○学級編制、教職員定数の決定、市立小中学校教職員の給与負担 ○社会教育・文化施設の設置(県立図書館、金沢文庫、歴史博物館、県民ホール、音楽堂、近代文学館等)
治安 安全 県民生活	○警察署、交番・駐在所等の設置 ○ボランタリー活動等支援施設の設置(かながわ県民活動サポートセンター) ○パスポートセンターの設置 ○自動車運転免許試験の実施・免許の付与

(4) 指定都市への事務権限の移譲手法

① 個別法改正による事務権限の移譲

県の権限等を市に移譲するもので、事務権限を定める個別法の改正が必要となります。

- 【移譲事例】
- ・NPO法人の認証権限(特定非営利活動促進法)
⇒ 平成22年度:事務処理特例により移譲、平成23年度:法改正により移譲
 - ・区域区分(線引き)に関する都市計画決定権限(都市計画法)
⇒ 平成24年度移譲

② 条例による事務処理の特例を活用した事務権限の移譲

平成12年4月の地方自治法の改正により創設された仕組みで、法改正の必要がない事務について、県条例に基づき、県知事の権限に属する事務の一部を市が処理することができます。

(県市間で移譲に合意することが前提)

- 【移譲事例】
- ・在宅重度障害者等手当支給に係る書類の調査(平成17年度移譲)
 - ・有害図書類の陳列方法等に係る立入調査(平成21年度移譲) 等

【根拠法令】**地方自治法(条例による事務処理の特例) 《事前協議》**

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができます。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

【根拠法令】**地方財政法(都道府県がその事務を市町村等が行うこととする場合の経費) 財政措置**

第二十八条 都道府県がその事務を市町村が行うこととする場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じなければならない。

③ 特区制度を活用した事務権限の移譲

地方公共団体の事業や民間企業の経済活動の妨げとなる国の規制を緩和するため、国に規制改革の提案を行い、特定地域に限定した事務権限の移譲を含む規制緩和の認定を受けることになります。

2 横浜市が各区に役割を委ねるべきこと

(1) 現行制度における区の概要と役割

指定都市の区の概要

資料2

指定都市の区(地方自治法によるもの)

<地方自治法第252条の20、施行令第174条の43等>

- ・法人格:なし
- ・区長(事務所の長):置く(職員のうちから長が命ずる)
- ・事務所:置く(必要があると認めるときはその出張所を置く)
- ・選挙管理委員会、農業委員会、区会計管理者を置く
- ・区地域協議会を置くことができる(構成員は区の区域内の住民から長が選任。任期は4年以内で条例で定める期間)
※区に係る事項について審議し、市町村長等に意見を述べることができる
※区地域協議会を置く指定都市は、その一部の区の区域に地域自治区を設置することができる
- ・事務:
 - ①個別法に基づき処理することとされている事務
 - ②市長の権限に属する事務を分掌させるもの

(①の例)

 - ・戸籍事務
 - ・住民基本台帳事務
 - ・選挙管理委員会関係事務(選挙事務、国民審査事務、国民投票事務 等)
 - ・農業委員会関係事務(農地の権利移動制限に関する事務 等)
 - ・市町村税の犯則事件に関する差押等の事務

(②の例(団体により異なる))

 - ・諸証明関係事務
 - ・国民健康保険関係事務
 - ・介護保険関係事務
 - ・国民年金関係事務
 - ・埋火葬許可関係事務

(第30次地方制度調査会第15回専門小委員会資料より抜粋)

大都市における区の基本的な役割イメージ

市	<input type="radio"/> 市全体の政策立案・決定	<input type="radio"/> 大都市経営の推進	
区	<input type="radio"/> 区政の運営	<input type="radio"/> 市民に身近な行政サービスの提供	<input type="radio"/> 地域支援・コーディネート
地域	<input type="radio"/> 地域の合意形成	<input type="radio"/> 地域運営、地域課題の自主的な解決	

(「新たな大都市制度創設の基本的考え方」(平成22年5月)より抜粋)

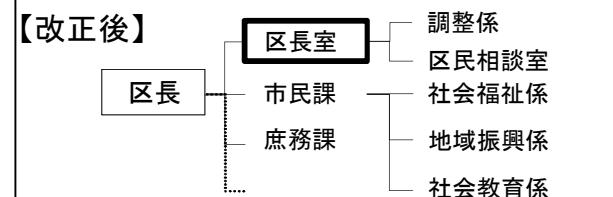
(2) 区役所の機能強化の経過

昭和44(1969)年

市民の利便性の向上～区長権限の強化、区政の総合性・計画性の確保



- 区長室の設置
- 市民課の再編・強化
- 総合庁舎の計画的建設
(区役所、福祉事務所、保健所、消防署など)

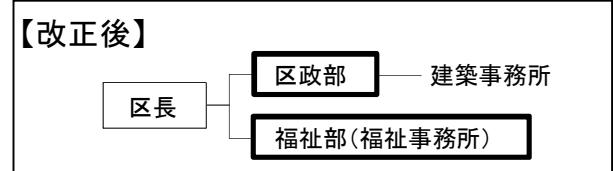


昭和52(1977)年

総合行政機関としての区役所の実現



- 区要望反映システムの導入
- 福祉事務所と建築事務所の組織編入
- 区政部・福祉部の2部体制に

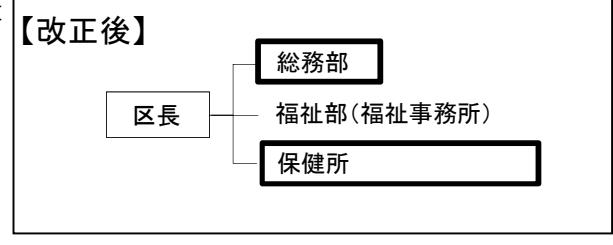


平成6(1994)年

地域総合行政機関としての区役所の実現



- 「個性ある区づくり推進費」の創設 「区づくり推進横浜市会議員会議」設置
(区予算に「区づくり推進費」1億円を配付。区長裁量可能に)
- 保健所の組織編入
- 区政部から総務部に
(地域振興課等の設置など)

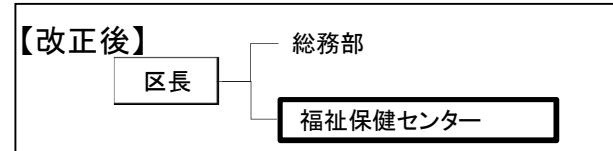


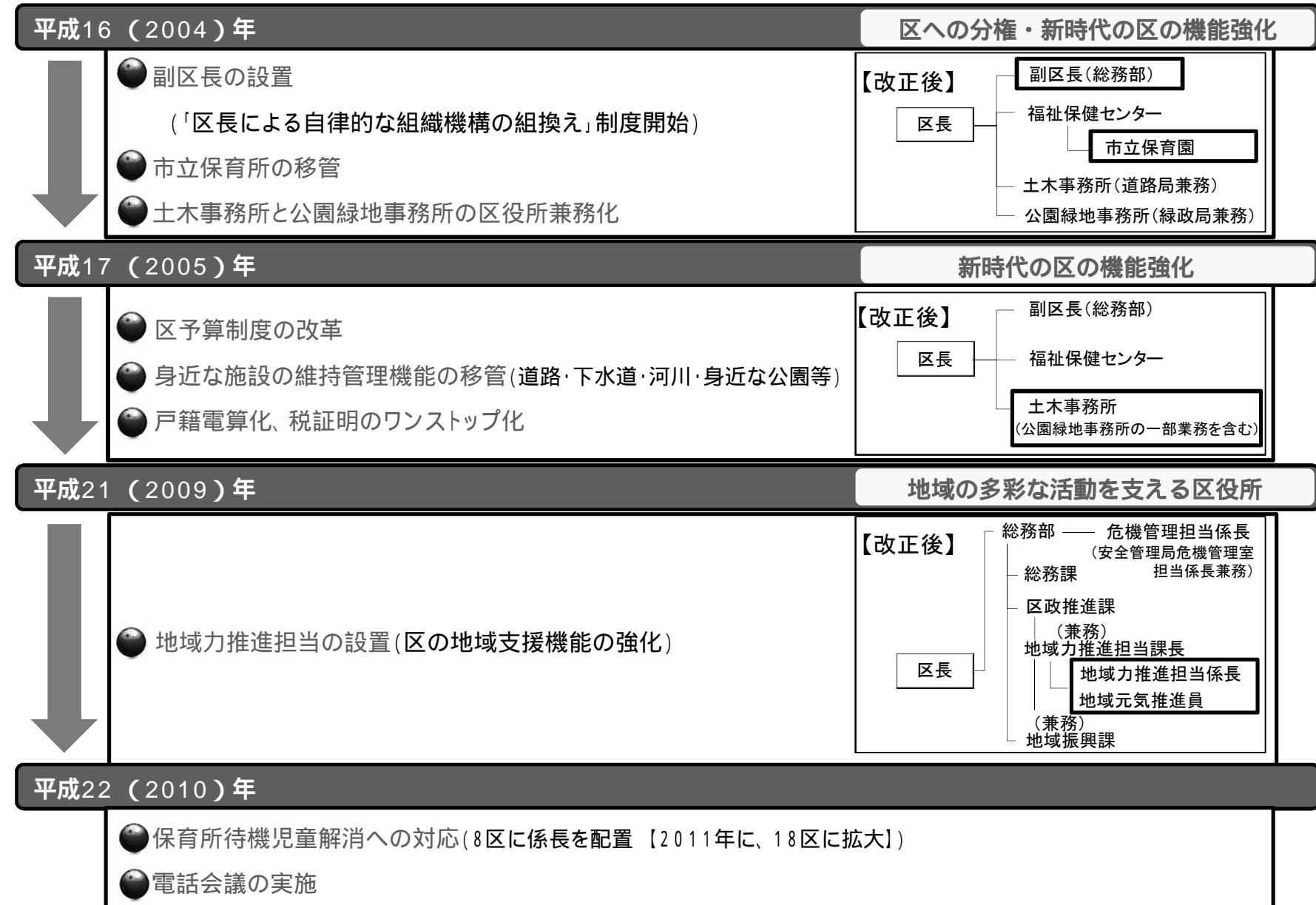
平成13(2001)年

福祉・保健の連携強化



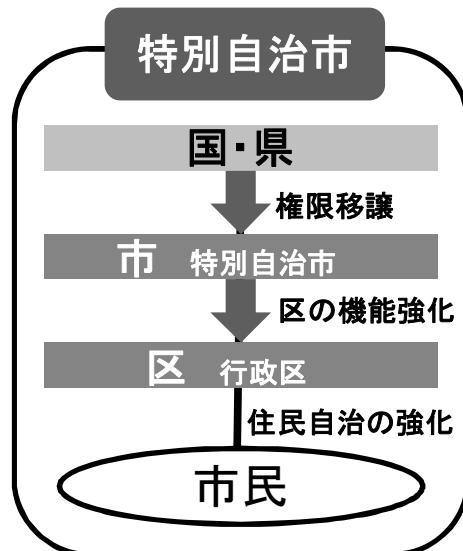
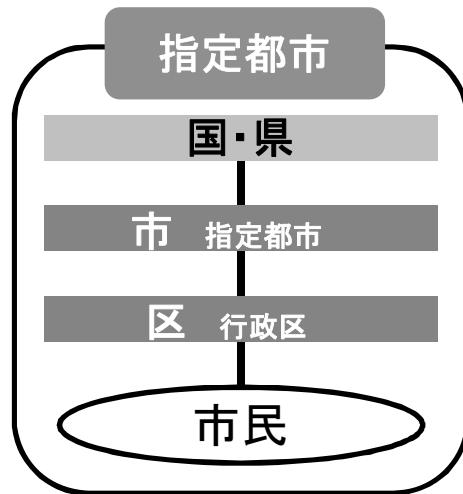
- 福祉保健センターの設置 平成14年1月1日





3 各区が横浜市からの役割の移動に向けて整えておくべきこと

(1) 区役所の機能強化と住民自治の強化



◆ 区役所の機能強化

- 特別自治市内部の自治構造は、市 - 区の2層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する。特別自治市が担う行政分野がさらに広範になるとから、区においても、できるだけ区役所で対応・解決できるようにその役割を拡充していく必要がある。
(横浜特別自治市大綱抜粋)

現行での主な区役所の機能強化策

- 「個性ある区づくり推進費」を創設、保健所の組織編入(平成6年)
- 福祉保健センター設置(平成14年)
- 市立保育所の移管(平成16年)、土木事務所の移管(平成17年)
- 地域力推進担当を配置(平成21年) など

◆ 住民自治の強化

- 区長は公選とせずに、適正な区政が行われ、住民の意見を行政に反映させることができるような仕組みを構築することが重要である。したがって、横浜市大都市行財政制度特別委員会報告書(平成24年5月)における提言なども踏まえ、諸外国の大都市の制度を参考に、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築する。
(横浜特別自治市大綱抜粋)

現行での区民代表が区政をチェックする仕組み

- 区づくり推進横浜市会議員会議(平成6年設置)
区と各区選出市会議員が意見交換するための協議の場

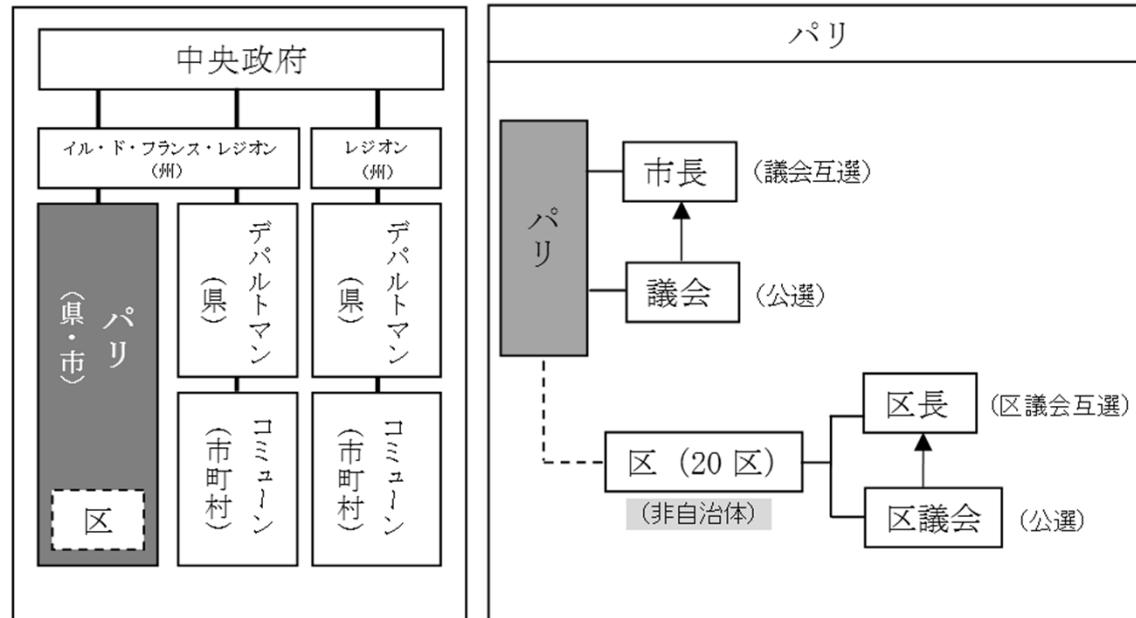
- 地域特性や実情に応じて、行政をより住民に近づけるため、区政における住民の参画機会の仕組みを設置することや、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充などの新たな仕組みづくりを進める必要がある。
(横浜特別自治市大綱抜粋)

現行での住民参画機会の仕組みの例

- 各区の実情に応じて実施
(地域協議会、区民会議 等)

(2) 諸外国の大都市制度（広域自治体と基礎自治体の機能を持つ一層制自治体の例）

1 フランスの地方自治制度【パリ】



<パリの基礎情報(2006)>
 ○人口 約218万人(区:1.8~24万人)
 ○面積 約105km²(区:1~9km²)
 ○区の位置付け 非自治体(行政区)

区長

【選出方法】市議会議員・区議会議員の兼務者から互選(任期6年)
 【役 割】区の土地利用、開発、公共施設整備、戸籍、選挙、義務教育等

区議会

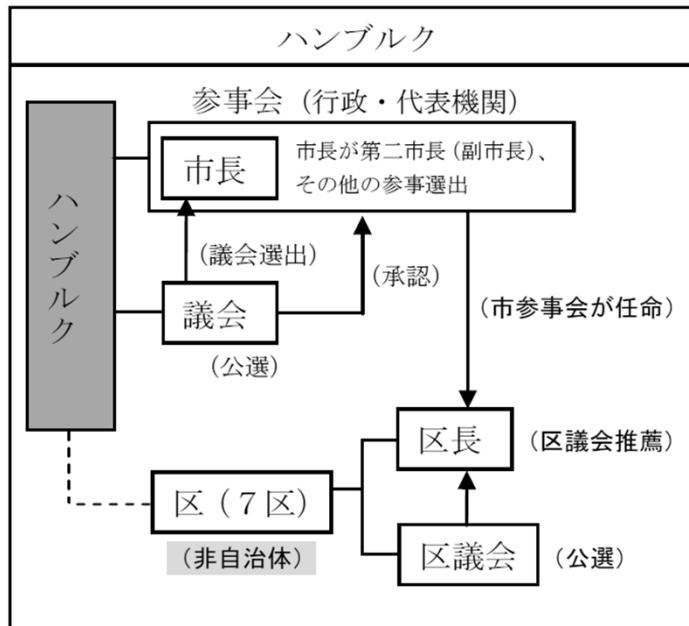
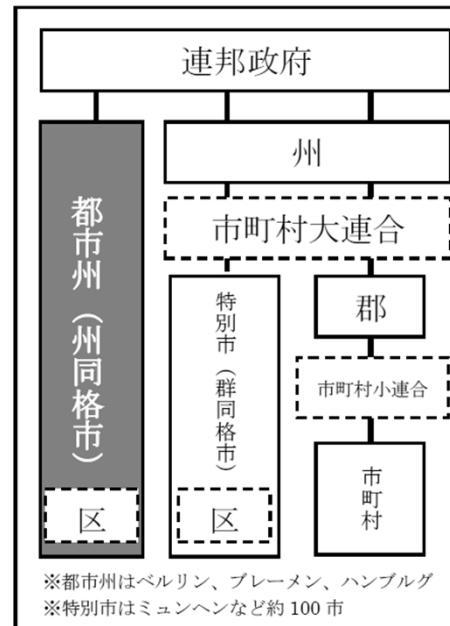
【選出方法】公選(任期6年)
 区議会に当選した議員のうち、各党派・各区の名簿における上位3分の1が同区選出の市議会議員を兼務
 【役 割】市議会と市民の媒介役、市議会の諮問機関、地区の公共施設の管理機関

住民自治 住民参画

○「近隣住区評議会」:区議会議員、住民、非営利社団で構成される諮問機関
 ○「提案と諮問に関する区委員会」:非営利社団等に、区議会の議論に参加する機会を与える。

2

ドイツの地方自治制度【ハンブルク】



<ハンブルクの基礎情報(2010)>

- 人口 約179万人(区:12~41万人)
- 面積 約755km²(区:50~161km²)
- 区の位置付け 非自治体(行政区)

区長

【選出方法】区議会が推薦し、市参事会が任命(任期6年)

行政専門職として、区議會議員以外の者が任命され、ハンブルク市幹部職員の中から選ばれことが多い。

【役割】参事会から割り当てられた事務を執行

区議会

【選出方法】公選(任期4年)

【役割】区の事務について議決、区役所の予算編成への参加、行政の監視

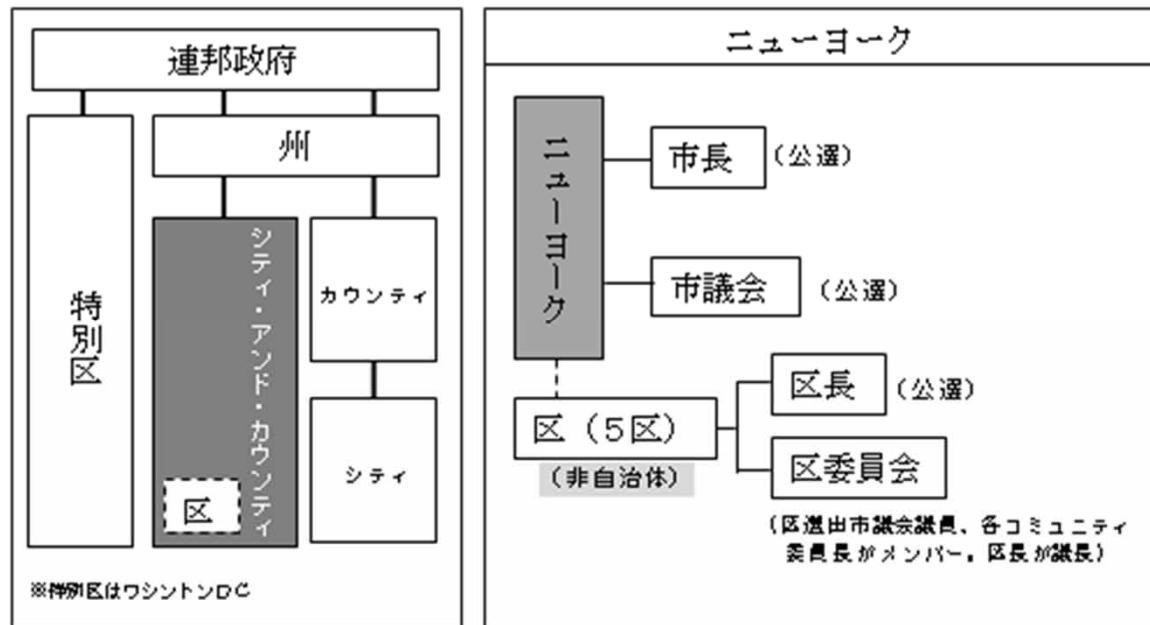
住民自治
住民参画

○地域委員会()の半分の議席に区内の一般住民を指名可能

()人口10万の地域ごとに設置できる区議会内の委員会の一つ

3

アメリカの地方自治制度【ニューヨーク】



<ニューヨークの基礎情報(2010)>

- 人口 約818万人(区:47~250万人)
- 面積 約785km²(区:61~290km²)
- 区の位置付け 非自治体(行政区)

区長

【選出方法】公選(任期4年)

【役割】市のサービス提供監視、公聴会開催、コミュニティ委員の任命等

歴史的経緯によって公選しているが、現在、行政事務に係る実質的な権限はほとんどない。
その一方で、1990年以降、市長・市議会の権限強化が行われている。

区委員会

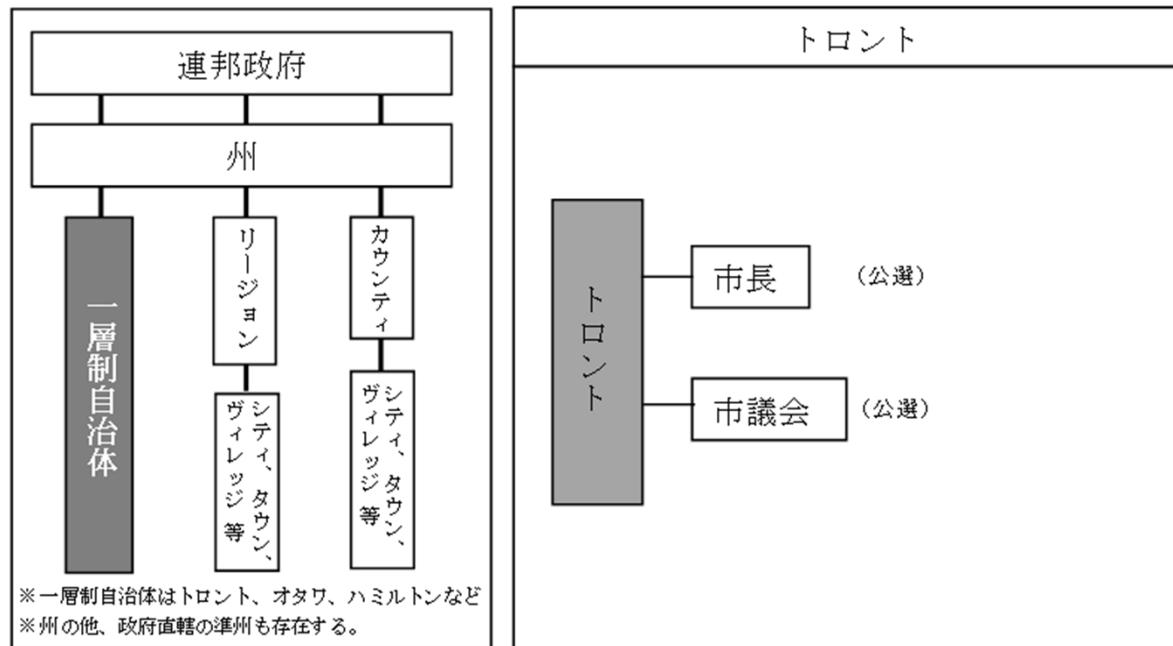
○区議会に代わるものとして、議長を務める区長の他、区選出市議会議員、各コミュニティ委員長がメンバーとなり、「区委員会」を構成。コミュニティ委員会と市行政機関との連携を取る役割など。

住民自治
住民参画

○「コミュニティ委員会」を市内に59委員会(平均12~15万人)設置

○各コミュニティ委員会は、有給の事務責任者「地区マネージャー」を採用

4 カナダの地方自治制度【トロント】



<トロントの基礎情報(2011)>
 ○人口 約262万人
 ○面積 約630km²

コミュニティ・カウンシル
(コミュニティ議会)

○市議会において分野ごとに設けられる委員会とは別に、市議会の44の小選挙区を4つにまとめた区域ごと(人口60~64万人)に設けられる委員会で、各区域から選出された市議会議員が委員となっている。

コミュニティ・カウンシル
が誕生した経緯

○合併前の6つの旧自治体のアイデンティティが薄らぐことや、住民と自治体が遠くなることを防ぐため、州政府は、旧自治体(6区)ごとにコミュニティ・カウンシルの設置を合併法案に盛り込み、法案を可決させ、コミュニティ・カウンシルが誕生した。
 (1998年トロント市が誕生)
 その後、旧自治体(6区)の人口格差(10万人~65万人)を是正するため、2003年に6区から4区に区割りを変更した。

大都市の市議会議員が区の議員等を兼ねている例

◎パリ(フランス)の区(Arrondissement)

1. 市議会議員と区議会議員

- ・20の区がそのまま選挙区となり、両者の選挙は同一の名簿により同時に実施。
- ・区ごとの市議会(定数163)と区議会(定数合計354)の定数の割合は、原則1:2。区議会の定数は最も少ない区でも10。
- ・各区議会での当選者のうち、各党派・各区ごとの名簿における上位者が同区選出の市議会議員を兼務。

2. 区議会の権限

- ・市議会と市民の間の媒介役(区内の問題に関して書面・口頭で質問)
- ・市議会の諮問機関(区内の事業や活動団体への助成、市の公共施設運営の条件等について事前に意見を述べる)
- ・地区の公共施設の管理機関として、その立地計画を決定(ただし、公共施設の一部は市の管轄であり、また費用支出の最終決定権は市議会が有する)。
- ・経常予算については、各区議会は、毎年、当該議会の経常収支の内訳を明らかにする区財政特別報告書を採択し、市の予算の付属文書として市議会に提出。

3. 区長

- ・区長は区議会・市議会の兼務議員の中から区議会で互選。区の代表と国の行政機関という二重の役割を負う。
- ・区の代表者として、区の土地利用、開発、公共施設整備等の事業に関して発言権を持ち、区内の公共住宅の半数の入居割当などの事務権限を市長から委任される。国の機関として、戸籍、選挙、義務教育、国民投票に関して市長の所轄する事務を行う。
- ・投資予算の議決権は市議会が有するが、採決前に市長と各区長により構成される公共施設計画会議への諮問が義務付けられている。

◎トロント(カナダ)のコミュニティ・カウンシル(Community Council)

1. 市議会議員とコミュニティ・カウンシル

- ・コミュニティ・カウンシルは、市議会において分野ごとに設けられる委員会とは別に、市議会の中に地域の声を反映させるため、市議会の44の小選挙区を4つにまとめた区域(選挙区数10~12)ごとに設けられる委員会で、各区域から選出された市議会議員が委員となる。

2. コミュニティ・カウンシルの権限

- ・区域内の開発計画、交通・駐車規制等に関する市議会への提案
- ・柵の高さ等の規制の免除や路上カフェの免許等に関する決定権限
- ・住民が口頭又は文書による意見表明を行うことも可能

(参考文献:植村哲也(2009)「サルコジ大統領によるフランスの地方自治制度改革に関する動向(三)」(『地方自治』第741号)、自治体国際化協会(2009)「フランスの地方自治」、トロント市ウェブサイト)

(出典)第30次地方制度調査会第15回専門小委員会資料

3 (3) 第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）

平成25年6月25日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

地 方 制 度 調 査 会
会 長 西 尾 勝

大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス
提供体制に関する答申

当調査会は、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提
供体制について検討を重ねました結果、別紙のとおり結論を得まし
たので、答申します。

大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス 提供体制に関する答申

目 次

前 文

第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

- 1 現状認識
- 2 三大都市圏・地方圏の課題
- 3 制度改革等の必要性

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

- 1 指定都市制度
- 2 中核市・特例市制度
- 3 都区制度

第3 新たな大都市制度

- 1 特別区制度の他地域への適用
- 2 特別市（仮称）
- 3 三大都市圏域の調整

第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

- 1 「平成の合併」の経緯と現状
- 2 基礎自治体による事務の共同処理等の現状と課題
- 3 具体的な方策

前 文

平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」(出生中位・死亡中位推計)によれば、我が国の人団は、平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年には1億人を下回ると推計されている。

このような人口減少社会に入ることにより、社会経済や地域社会の状況は大きく変容しようとしている。将来、一層の人口減少が進む中においても、集落の数自体は人口ほどは減少せず、人々は国土に点在して住み続け、単独世帯が増大すること等が予想されている。人々の暮らしを支える対人サービスの重要性は益々高まっていく。基礎自治体によるサービス提供体制を持続可能なものとしていくことが求められている。人口が収縮していく中で、都市構造や土地利用のあり方の見直しについても、基礎自治体が適切に役割を果たしていくことが求められている。

人口減少下にあっても、経済を持続可能なものとし、人々が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるようにしていくためには、大都市等の果たすべき役割は、今後さらに増大するものと考えられる。大都市等は安心安全な生活空間を形成することにより、第三次産業を中心に経済をけん引していくことが期待されている。

言うまでもなく、大都市はひとり大都市のみで存立できるものではない。他の基礎自治体と相互依存することで成り立っている。大都市等のあり方の見直しは、基礎自治体そのものや広域自治体のあり方にも大きく影響するものである。

当調査会は、平成23年8月24日に「住民の意向をより一層地方公共団体の運営に反映できるようにする見地からの議会のあり方を始めとする住民自治のあり方、我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方及び東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方」について諮問を受け、5回の総会と36回の専門小委員会において、関係団体からの意見聴取を含め、調査審議を行ってきた。諮問事項のうち、「議会のあり方を始めとする住民自治のあり方」に関しては、平成23年12月15日に「地方自治法改正案に関する意見」を提出した。

平成24年1月17日の第3回総会以降「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制」について、上に述べたような基本的な認識に立ち調査審議を進め、以下の結論を得たのでここに答申する。

第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

1 現状認識

(1) 我が国における今後の基礎自治体の役割

少子高齢化が進行し、我が国が人口減少社会となつたことは否定できない

事実である。人口減少が進む中にあっても集落の数はそれほど減少せず、人々は国土に点在して住み続け、単独世帯も増加していく。医療、介護、教育、交通、災害対応等の分野において、住民に身近な基礎自治体の役割が増え、住民一人当たりの行政コストも増大することが見込まれている。このことを前提にして、これからのが国のある方を真剣に考えていくことが必要である。

人口減少下にあっても、経済を持続可能なものとし、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国づくりが必要となっている。このためには、まず、人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成していくことが必要である。その上で、全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスをどのような形で持続可能に提供していくかが問われているのである。

三大都市圏（東京圏、関西圏、名古屋圏）においては、これまで比較的緩やかであった高齢化が今後急速に進行するとともに、高度経済成長期に整備した社会資本が一斉に更新期を迎える。三大都市圏では、このように増加する行政課題に対応しつつ、経済の成熟化、グローバル化の進展など、構造的な転換期を迎える中で、引き続き我が国の経済をけん引する役割を果たすことが求められている。

指定都市、中核市、特例市のうち地域の中核的な役割を果たすべき都市（以下「地方中枢拠点都市」という。）を核とする圏域においては、地方中枢拠点都市を中心とする広域連携を進め、三大都市圏と並んで地域の個性を發揮し、我が国の経済をけん引する役割を力強く果たしていくことが求められている。

また、地方圏のうち地方中枢拠点都市を核とする圏域以外の地域についても、中心市と近隣の基礎自治体との間で都市機能の「集約とネットワーク化」を進めることによって、引き続き住民が安心して生活できる基盤を維持していくことが必要である。

（2）東日本大震災の教訓と課題への対応

平成23年3月に発生した東日本大震災によって、地方公共団体の職員自身が被災し、災害対応の拠点となるべき庁舎が壊滅する事態が生じた。住民を把握するための住民基本台帳データも喪失するなど基礎自治体の行政機能そのものが失われ、大災害時において基礎自治体がその行政機能を維持することの重要性が改めて浮き彫りになった。

被災した市町村の支援に関しては、近隣の市町村や都道府県のみならず、遠方の市町村、特別区や都道府県が広域的な対応を積極的に行なった。東日本大震災の後、遠方の地方公共団体と災害時相互応援協定を締結したり、情報途絶対策等を拡充したりするなど、行政機能を維持するための地方公共団体間の広域的な連携や事前の備えへの機運が醸成されてきている。

災害関係法制においては、順次法改正が実施され、人命にかかるような

緊急性の極めて高い応急措置に加えて、避難所運営支援、巡回健康相談等への応援業務の対象の拡大や市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れに関する都道府県・国による調整規定の創設など、所要の見直しが進みつつある。

さらに、原発事故災害の影響により住所地以外への避難を余儀なくされている方々に対しては、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（原発避難者特例法）に基づき避難先の市町村、特別区等により行政サービスが提供されるとともに、避難元市町村による避難場所に関する証明書の交付等により、避難生活に極力支障が生じないような対応が行われてきた。

このように、東日本大震災の教訓を基に、災害対策面においては、地方公共団体間の広域的な連携や、都道府県の役割の強化など、必要な対応が進められつつある。

2 三大都市圏・地方圏の課題

(1) 三大都市圏の抱える課題

三大都市圏は、これまで地方圏に比べて高齢化の進行が緩やかであったが、団塊の世代を中心に今後急速に高齢化が進行していく。これまで地方圏が高齢化の進行に応じて徐々に対応してきた行政課題について、三大都市圏においては今後極めて短期間のうちに対策を講じることが必要である。また、高齢者医療、介護や生活保護などの行政需要が急増することへの対応や、独居老人や老老介護の問題など、家族やコミュニティの機能の低下への対応も必要になる。一方で、人口減少に歯止めを掛けるためには、出生率を回復することが必要である。三大都市圏には若い世代が比較的多いことを踏まえると、三大都市圏は少子化対策においても果たすべき役割が大きい。

三大都市圏においては、人々を支えるコミュニティの機能が低下し、人と人とのつながりが希薄化している。暮らしを支える対人サービスの重要性が高まる中で、住民の視点から公共サービスを考えていくためにも、住民自治を拡充していくことが重要である。

また、高度経済成長期に整備した社会資本が一斉に更新時期にきており、これまでと同様の社会資本を維持し続けるのかどうかなど、社会資本整備のあり方の見直しも問われている。東日本大震災を教訓として、人口・産業が集中している三大都市圏においては、大規模災害時における住民の避難のあり方、生活機能や経済機能の維持等への対策を講じていくことも必要である。

三大都市圏には、規模・能力が一定以上あるが面積が狭い都市が圏域内に数多く存在する。効率的・効果的な行政体制を構築し、今後の急速な高齢化や社会資本の老朽化に対応するためには、自主的な市町村合併や基礎自治体間の広域連携を進めることが必要である。

さらに、通勤、通学、経済活動等の範囲が、行政区域をはるかに超えている三大都市圏においては、圏域全体を対象とした行政サービスの提供やその調整などが必要である。

（2）地方圏の抱える課題

地方圏は、三大都市圏に先行して、すでに高齢化や人口減少といった課題に直面してきた。人々が快適で安心して暮らせる都市環境を確保するとともに、三大都市圏から地方圏への人の流れを作るためにも、地域を支える拠点の構築が課題となる。

このため、平成21年以降、人口5万程度以上で昼夜間人口比率1以上等の要件に該当する中心市を持つ圏域において定住自立圏施策が進められ、平成25年4月1日現在で、84市（人口4万未満の複眼型中心市5市を含む。）が中心市宣言を行っている。しかしながら、相当の都市機能の集積があり、より大きな圏域人口をカバーすることができる指定都市や中核市等の人口規模の大きな都市においては、このような都市機能の「集約とネットワーク化」の取組が進んでいないのが現実である。

今後は、地方中枢拠点都市を核に、都市機能、生活機能を確保するとともに、「集約とネットワーク化」を進めることが重要である。

このような地方中枢拠点都市や定住自立圏の中心市等の一定以上の人口規模のある都市から相当の距離があるような地域については、基礎自治体間の広域連携だけにより課題を解決することは難しいものと考えられる。今後は、このような地域において基礎自治体が提供すべき行政サービス等に関して、都道府県が地域の実情に応じて補完的な役割をより柔軟に果たすことも必要である。

3 制度改革等の必要性

（1）大都市等に関する地方自治制度の改革による対応

大都市等に関する地方自治制度としては、昭和31年に特別市制度に代えて指定都市制度が創設された後、指定都市に準ずる規模の都市に規模・能力に応じた事務移譲を進めるため、平成6年、11年にそれぞれ中核市制度、特例市制度が創設された。その後、中核市については人口要件以外の要件が撤廃され、指定都市については合併団体に対する運用上的人口要件が一時緩和された。現在、指定都市、中核市、特例市に指定されている市の数は、それぞれ20、42、40に増加している。

その結果、指定都市、中核市、特例市に指定されている都市も多様になり、各制度において一律に決められる事項と各都市のそれぞれの状況に対応しなければならない事項とが生じている。

また、都区制度は、昭和18年以降東京のみに適用されており、累次の改革において特別区への事務移譲等が進められてきた。

先に述べた三大都市圏や地方中枢拠点都市を核とする圏域の抱える課題に対しても、規制等に係る個別法の見直しや、重点的な社会資本整備など様々な対策を国として戦略的に実施することが必要である。これと並んで、大都市等に関する地方自治制度のあり方を議論することが必要な時期が到来している。

このような中で、新たな大都市制度や、現行の指定都市、中核市、特例市、特別区に係る制度の見直しについて、各方面から様々な提案が行われている。

この際、大都市等における効率的・効果的な行政体制の整備や住民の意思がより適切に行政に反映される仕組みづくりについて、地方自治制度の改革によって対応すべき点を検証し、その解決方策を示すことが必要である。

また、このことは、明治以来の区域を継承している都道府県についての議論、ひいては広域自治体のあり方の議論にもつながっていくものとなる。

（2）基礎自治体における行政サービス提供体制についての制度的対応

平成11年以降、全国的に市町村合併が積極的に推進され、市町村合併は相当程度進捗したが、依然として相当数の小規模市町村があること等を踏まえると、引き続き行財政基盤の強化を図ることが必要である。

自主的な市町村合併に対しては、引き続き必要な支援措置を講じていくことが重要である。しかしながら、今後短期間で市町村合併が大幅に進捗するような状況にあるとは言い難い。今後の基礎自治体の行政サービス提供体制については、自主的な市町村合併や市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中でそれぞれの市町村が最も適したもの自ら選択できるようにしていくことが必要である。

現行の地方自治法に基づく事務の共同処理の制度（一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託）においては、それぞれの効果が法定されている。今後必要となる地方中枢拠点都市を核とする圏域及び定住自立圏における市町村間の広域連携や都道府県による市町村に対する補完を進めるためには、これまでの共同処理の方式よりも柔軟な地方公共団体間の関係を構築することが求められるものと考えられる。これを踏まえた制度面での対応が必要である。

また、合併市町村においては、行財政の効率化等の成果が現れつつあるが、併せて行政区域の広域化に伴う課題なども顕在化している。課題の解決に取り組む合併市町村に対しては、合併の効果を最大限に発揮できるよう適切な支援を行っていくことが必要である。

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

（1）指定都市制度の現状

①指定都市制度の枠組み

指定都市は、地方自治法制定時に制度上存在したが実際には適用されなかった特別市に代わる制度として、昭和31年に創設された。以来、現在に至るまで、50年以上にわたり制度の基本的な枠組みは変更されていない。

②効率的・効果的な行政体制の整備

この間、指定都市と都道府県との実際の行政運営の中で、いわゆる「二重行政」の問題が顕在化している。大都市における効率的・効果的な行政体制の整備のためには、この「二重行政」の解消を図ることが必要である。

もとより「二重行政」は、必ずしも指定都市と都道府県の間に固有の課題ではないが、指定都市の規模・能力が高く、都道府県庁所在地であることが多いこと等から、特に指定都市と都道府県の間で深刻化してきたものと考えられる。

「二重行政」を解消するためには、指定都市の存する区域においてはできる限り同種の事務を処理する主体を一元化するとともに、事務処理に際しての指定都市と都道府県との間の調整のあり方を検討することが必要である。

③住民意思の的確な反映

指定都市においては、市役所の組織が大規模化し、そのカバーするサービスも幅広くなるため、個々の住民との距離は遠くなる傾向にある。このため、住民に身近な行政サービスを適切に提供することや住民の意思を行政運営に的確に反映させることが課題となっている。

指定都市においては、住民に身近な行政サービスを住民により近い組織において提供することや住民がより積極的に行政に参画しやすい仕組みを検討することが必要である。少なくとも、指定都市のうち特に人口規模が大きい都市については、住民に身近な行政区の役割を強化し、明確にすることについて検討することが必要である。

（2）「二重行政」の解消を図るための具体的な方策

①事務移譲

指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るために、まず、法定事務を中心に、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務全般について検討し、指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要である。

都道府県から指定都市に移譲する事務を検討する際には、指定都市は規模・能力の点で都道府県と遜色がないことを踏まえると、指定都市における事務の処理については、都道府県と指定都市の関係は都道府県間の関係と同様に考えることを基本とすべきである。移譲事務の分野としては、都市計画

と農地等の土地利用の分野や、福祉、医療、教育等の対人サービスの分野などが考えられる。既に地方分権改革推進委員会第1次勧告によって都道府県から指定都市等へ移譲対象とされたにもかかわらず移譲されていない事務を中心に、指定都市に移譲されていない事務全般にわたって検討の対象とすべきである。別表に、指定都市に移譲されていない主な事務のうち、指定都市及び指定都市を包括する道府県の多くが移譲に賛成しているもの又は条例による事務処理の特例の活用により指定都市への移譲実績のあるもの等を示している。このような事務については移譲することを基本として検討を進めるべきである。

また、指定都市への移譲に関して、指定都市を包括する道府県等が懸念を示した事務がある。それぞれの懸念については、以下のような工夫を講じることによって移譲することができないか、さらに検討すべきである。

- ・ 指定都市における専門性の確保が困難であるという懸念が示された事務については、指定都市の規模・能力を踏まえると専門性についての懸念は不要であり、例えば具体的な事務の移譲にあたり、都道府県と指定都市の間での人事交流等により専門知識の習得を支援する等の工夫を講じることを検討すべきである。
- ・ 行政サービスの総供給量を都道府県が決定しているということで移譲に懸念が示された事務については、例えば、計画策定や許認可にあたり指定都市と都道府県が協議することとする等、情報の共有を図るための工夫を講じた上で移譲することを検討すべきである。
- ・ 指定都市の区域を超える区域を前提に都道府県が処理しているということで懸念が示された事務については、例えば、計画区域が指定都市の区域を超えないもの等、事務の対象区域が指定都市の区域内にとどまるものについて移譲することを検討すべきである。
- ・ 事業者の経済活動等が指定都市の区域を超えるということで懸念が示された事務については、例えば、全ての事業所が指定都市の区域内にある事業者に限って事務を移譲する等、事業者の経済活動等が指定都市の区域内にとどまるものについて移譲することを検討すべきである。
- ・ 都道府県の区域全体で一又は少数設置することが都道府県に義務付けられている施設に関する事務であるということで懸念が示されたものについては、例えば、指定都市と都道府県が協議し、施設のあり方等について合理的な解決策を検討することにより、指定都市においても施設を設置することとすることを検討すべきである。

なお、指定都市が都道府県に包括される基礎自治体である限り、移譲対象とすることが困難な事務もあるものと考えられる。

②税財源の配分

事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財

政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分（住民税所得割や住民税法人税割のような道府県税と市町村税において課税標準が共通する税目に係る税源移譲や地方消費税交付金等の税交付金など）も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。その際には、一律の税源配分の見直しのみによって個々の指定都市に新たに生じる財政負担を適切に措置することは困難であり、地方交付税による財源保障及び財源調整と適切に組み合わせることが不可欠である。なお、財政措置を講じるに当たっては、指定都市側と関係道府県側の間においても適切な協議の場が設けられ、合意形成が図られるべきである。

③指定都市と都道府県の協議会

これまで言われてきた「二重行政」を解消するためには、このような事務の移譲及び税財源の配分に加え、指定都市と都道府県が公式に政策を調整する場を設置することが必要である。このため、任意事務を中心に指定都市と都道府県が同種の事務を処理する場合等に適切に連絡調整を行う協議会を設置し、協議を行うことを制度化し、公の施設の適正配置や効率的・効果的な事務処理を図ることとすべきである。

協議会においては、例えば、都道府県による指定都市の区域内における公の施設の設置や指定都市と都道府県が処理している同種の事務のうち指定都市又は都道府県が協議を求める事項等について協議の対象とすることを検討すべきである。また、これに併せて、指定都市と都道府県が処理している同種の事務のうち協議会で定めたものについては、お互いに処理状況を報告することとすべきである。

協議会の構成員としては、指定都市と都道府県の執行機関と議会が共に参画することが協議の実効性を高める上で重要である。例えば、会長は市長又は知事とし、委員は、市長又は知事と各議長を充てるほか、他の議員又は職員からも選任できるようにすることを検討すべきである。

協議会において、協議が調わない事項が生じた場合には、現行制度上、自治紛争処理委員による調停を利用することが可能である。しかしながら、調停は全ての当事者が受諾が必要であるため、それでも解決が見込まれない場合を想定した何らかの新しい裁定等の仕組みを設けることとすべきである。

（3）「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的な方策

指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。

区の役割を拡充する方法としては、まず、条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることができることとすべきである。また、区長が

市長から独立した人事や予算等の権限、例えば、区の職員の任命権、歳入歳出予算のうち専ら区に関わるものに係る市長への提案権、市長が管理する財産のうち専ら区に関わるものに係る管理権などを持つこととすることを検討すべきである。

このように、区長に独自の権限を持たせる場合には、現在は一般の職員のうちから命ずることとされている区の事務所の長（区長）について、副市長並みに、市長が議会の同意を得て選任する任期4年の特別職とし、任期中の解職や再任も可能とすることを選択できるようにすべきである。また、区長を公選とすべきかどうかについても引き続き検討する必要がある。さらに、区単位の行政運営を強化する方法として、区地域協議会や地域自治区等の仕組みをこれまで以上に活用すべきである。

なお、現在、区には区の事務所の長（区長）、区の選挙管理委員会、区会計管理者を置くこととされているが、これに加え、現行の教育委員会制度を前提とする場合には、小中学校の設置管理等ができる限り区で処理できるようとする観点から、条例で、区に教育委員会や区単位の市教育委員会の事務局を置くことを可能にすることとすべきである。区の教育委員会等は、小中学校の設置管理など、必ずしも市で一体的に処理する必要がない事務のうち条例で定めるものを処理することとすべきである。

この点に関連し、教育再生実行会議の提言を受けて、現在中央教育審議会において教育委員会制度の見直しが議論されている。地方の教育行政に関する権限と責任の明確化の観点から、執行機関としての教育委員会の位置付けを変更し、教育長の権限を強化する場合には、指定都市においては、一又は複数の区を単位とした教育行政に係る補助機関を置くことを可能とすることとする必要がある。また、長が最終的な責任を負うことにより、住民の意思が地方の教育行政に的確に反映される措置が講じられる必要があるものと考えられる。いずれにしても、現行の教育委員会は、地方自治法で規定された執行機関であり、その改革に当たっては、地方自治制度自体のあり方の問題として地方六団体をはじめとする地方公共団体関係者の意向を十分踏まえて検討される必要がある。なお、当調査会は、平成17年に、地域住民の意向の反映は公選の長の方がより適切になしうるため教育委員会の設置を選択制とするよう答申しており、これを踏まえて議論が進められる必要がある。

以上のような新たな区の位置付けを踏まえ、区を単位とする住民自治の機能を強化すべきである。区単位の議会の活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすべきである。

2 中核市・特例市制度

（1）中核市・特例市制度の現状

中核市と特例市は、市町村への権限移譲を規模・能力に応じて段階的に進めるため、それぞれ平成6年と平成11年に設けられた制度である。これまで、住民に身近な権限を適切に行使するとともに、地域の中心的な都市として地域を支える役割を果たしてきたものと評価できる。

その後、平成23年8月に公布された義務付け・枠付けの見直し等に関する第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）等により、まちづくりや環境規制の分野において一般市への事務の移譲が進展した。これを踏まえて、特例市に対して更なる事務の移譲を進めることが必要である。

（2）具体的な方策

①両制度の統合

人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特例市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすべきである。その際には、現在の特例市については、少なくとも引き続きこれまで処理してきた事務を処理し続けることとする前提とする必要がある。

②都道府県からの事務移譲

今後、都道府県から中核市・特例市に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、中核市・特例市が多様である現状を踏まえると、一定の事務の移譲は法令で行うが、その他については条例による事務処理特例制度を活用することとすべきである。

条例による事務処理特例制度は、本来都道府県から市町村に事務の移譲を行う際に、両者間で適切に協議を行い、事務処理に必要な財源を適切に措置することにより、各市町村の規模・能力や地域の実情に応じた事務の移譲を行うことを企図した制度である。

しかしながら、移譲事務の内容については都道府県の意向が強く反映されているのではないか、また、事務移譲に伴う財政措置が不十分なのではないかとの懸念も存在する。このような懸念を払拭し、市町村の事情を十分踏まえて移譲が行われるようにするため、以下のような措置をそれぞれの地域の実情に応じて講じることが考えられる。

事務移譲に伴う人的支援、財政措置に関しては、一部の都道府県において実施されているように、適切な事務処理体制を構築するため、都道府県から市町村へ職員を派遣することや初期費用等を適切に見込んだ財政措置を行うなど、都道府県において地域の実情を踏まえた運用上の工夫を行う必要がある。

移譲事務の内容については、平成16年の地方自治法改正により、市町村長が議会の議決を経て都道府県知事に対して特定の事務の移譲を要請できる

こととされた。この場合においては、都道府県知事は市町村長と速やかに協議しなければならないこととされている。しかしながら、未だ活用実績がないことから、市町村の意向を反映するためには、市町村の側が本制度を積極的に活用することが必要である。

なお、上に掲げた運用上の工夫等を講じた上で、さらに何らかの制度の見直しが必要かどうか、引き続き検討する必要がある。

③住民自治の拡充

中核市・特例市においても住民自治の拡充は重要な視点であり、地域自治区等の仕組みを地域の実情に応じて活用することについて検討すべきである。

また、中核市・特例市の市議会議員の選挙区は、指定都市では区の区域をもって選挙区とされているのに対して、特に条例で選挙区を設けない限り市域全体とされている。より地域に密着し、住民との結び付きの深い市議会議員を選出する観点から、選挙区を設けるべきかどうかについて、引き続き検討する必要がある。その際には、選挙区の設定方法をどのように考えるかといった視点が必要である。

3 都区制度

(1) 都区制度の現状

特別区は、昭和39年の福祉事務所等の事務移譲や課税権の法定化、昭和49年の保健所等の事務移譲、区長公選制の復活や都からの配属職員制度の廃止、平成10年の一般廃棄物の収集等の事務移譲や都区財政調整制度の見直しなど、累次の都区制度改革により、平成10年の地方自治法改正後は、「基礎的な地方公共団体」として、都が一体的に処理することが必要な事務を除き、一般的に市町村が処理する事務を処理している。

都区制度は概ね円滑に運営されているが、平成10年以降も、特別区への更なる事務移譲について、都区間で議論が行われている状況である。

(2) 具体的な方策

①都から特別区への事務移譲

今後、都から特別区への更なる事務移譲について検討する際には、特別区の区域の再編と関連付ける議論もあるが、特別区の高い財政力や一部の特別区の間での共同処理の可能性等を踏まえると、一般的に人口規模のみを捉えて基準にする必要はないものと考えられる。

都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職を適切に確保する等の観点から小規模な区の間では連携するといった工夫を講じつつ、移譲を検討すべきである。

また、特別区の規模が多様であることから、一定の事務の移譲は法令で行うが、その他についてはそれぞれの事務に必要な規模・能力を踏まえて移譲

を進めることとし、その際には、都とそれぞれの特別区の協議により、条例による事務処理特例制度を活用する方向で検討すべきである。

②特別区の区域の見直し

一方、今後の高齢化の進展や公共施設の更新需要の増加など、社会経済情勢の変化を踏まえると、特別区の区域の見直しについても検討することが必要である。

③都区協議会

都区財政調整制度等に関する都区協議会における調整について、仮に協議が調わない事項が生じた場合に備え、現行の自治紛争処理委員による調停に加え、指定都市と都道府県の場合と同様に何らかの新しい裁定等の仕組みを設けることの必要性について引き続き検討する必要がある。

④住民自治の拡充

特別区の中には人口が相当多い区もあることから、地域自治区等の仕組みを地域の実情に応じて活用し、住民自治の拡充を図ることとすべきである。

また、特別区の区議会議員についても、中核市・特例市の市議会議員と同様の課題があるため、より地域に密着した区議会議員を選出する観点から、選挙区を設けるべきかどうか、引き続き検討する必要がある。その際には、選挙区の設定方法をどのように考えるかといった視点が必要である。

第3 新たな大都市制度

1 特別区制度の他地域への適用

(1) 大都市地域特別区設置法の制定

現行の特別区制度は、一般制度ではあるものの、制度創設時には東京都以外の地域に適用することは想定外であった。仮に東京都以外の地域に特別区制度を適用する場合には、人口の集中度合いや経済圏の実情など、社会経済情勢が現在の東京都の特別区に近い地域、例えば大阪市の存する区域に適用することが考えられる。

そのような中、平成24年8月に、議員立法により「大都市地域における特別区の設置に関する法律」(以下「大都市地域特別区設置法」という。)が制定され、大阪市など、東京都以外の人口200万以上の区域に特別区を設置する場合の手續が確定した。

そこで、大都市地域特別区設置法において総務大臣との協議事項とされている事務分担、税源配分及び財政調整を中心に、同法に基づき特別区を設置する際に留意すべき点を明らかにしておくことが必要である。

(2) 具体的な留意点

①総括的な留意点

大都市地域特別区設置法に基づく特別区の設置に当たっては、各地域の判断に委ねられる部分が多いが、いわゆる「二重行政」の排除や行政の効率化といった住民の期待に応じたものとするよう留意すべきである。

また、長年存在してきた指定都市を特別区に分割することにより、分割される事務の処理に係る費用や、特別区間や道府県と特別区の間の調整に係る費用が増大するといった懸念には的確に対応するよう留意すべきである。

さらに、道府県における特別区の設置によって、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないよう特に留意すべきである。

②事務分担

事務分担については、指定都市で一体的に処理してきた事務のうち、行政の一体性及び統一性の確保の観点から基礎自治体の事務でありながら都が処理することとされているものについては、道府県の事務とすることを基本とし、専門職員の確保、保険財政の安定等の観点からさらに道府県において処理すべきものがあるかという点にも留意すべきである。

また、特別区において処理すべき事務については、仮に、道府県の特別区が中核市並みの事務を処理することとした場合、現在都の特別区が処理していない事務も処理することとなり、円滑に事務処理を行うことができるかどうかについて特に留意すべきである。

なお、特別区を設置しようとする指定都市の区で現に処理している事務を出発点として、これにどの程度の事務を加えれば特別区を設置したことが意義あるものと考えることができるのかという観点にも留意すべきである。東京都の特別区においては、長期間にわたり段階的に所掌事務を増加してきたことにも留意すべきである。

③税源配分及び財政調整

税源配分及び財政調整については、道府県と特別区が分担する事務の規模に応じて、税財源が適切に配分されることが必要である。その際、税源の偏在がある中で特別区において適切に行政サービスを提供できるよう、税源の配分と道府県と特別区の間の財政調整の仕組みを適切に組み合わせるとともに、特別区間で偏在度の大きい税を道府県と特別区の間の財政調整の財源とすることが基本である。

税源の配分に当たっては、目的税とその使途との関係にも留意すべきである。また、現在指定都市が処理している任意事務についても、道府県と特別区との間の事務分担に応じた財源上の配慮が必要である。

指定都市を特別区に分割した場合、現行制度と同様に、地方交付税の算定については、特別区を一つの市とみなすことが必要である。さらに、道府県

と特別区の事務の分担や税源の配分が一般の道府県と市町村と異なることから、現行の都区合算制度と同様の仕組みによることが基本となることに留意すべきである。

特別区において処理すべき事務が多いほど、また、特別区の規模が小さいほど、分割される事務の処理に要する費用が増加するとともに、特別区の間で行うべき財政調整の規模が大きくなることに留意すべきである。

特別区が処理すべき事務や特別区の規模によっては、現行の都区財政調整制度における調整3税以外の何らかの財源を調整財源として活用することが必要となる場合があることに留意すべきである。

④財産処分及び職員の移管

特別区の設置に伴う財産処分及び職員の移管に当たっては、事務の分担に応じることを基本に検討すべきである。その際、市町村合併について、合併関係市町村の職員が合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置するとともに、合併市町村が職員の身分取扱いに関して職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないとされていることとの均衡にも留意すべきである。

なお、東京都と特別区の間では、都職員がその身分を有したまま特別区に配属される制度が昭和49年まで存在したが、これは当時の特別区が都の内部団体的性格を持っていたことの表れであることに留意すべきである。

⑤道府県に置かれる特別区の性格

道府県に置かれる特別区は、道府県と特別区の事務分担や税源配分、財政調整等のあり方によっては、平成10年の地方自治法改正で「基礎的な地方公共団体」と位置付けられた都の特別区とは性格が異なってしまう可能性もあることに留意すべきである。

2 特別市（仮称）

（1）特別市（仮称）を検討する意義

特別市（仮称）は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。

また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。

（2）特別市（仮称）についてさらに検討すべき課題

一方で、特別市（仮称）については、以下のようにさらに検討すべき課題が存在する。

一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。

また、特別市（仮称）は全ての都道府県、市町村の事務を処理するため、例えば警察事務についても特別市（仮称）の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある。

さらに、特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念もある。

なお、現在の全ての指定都市を特別市（仮称）制度の対象とする場合、現在47の広域自治体が最大67に増加する可能性がある。大都市地域特別区設置法の対象区域と同様に人口200万以上とするなど、一定以上の人口の指定都市に対象を限定する必要がある。

（3）当面の対応

まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市（仮称）に近づけることを目指すこととし、特別市（仮称）という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある。

3 三大都市圏域の調整

三大都市圏においては、社会経済的に一体性のある圏域（例えば通勤・通学10%圏）の広がりは、市町村のみならず都道府県の行政区域も超えていくが、地方ブロックほどの広がりとはなっていない。

例えば交通体系の整備や防災対策といった圏域における共通した行政課題に関する連絡調整や、そのような行政課題に関する圏域全体の計画策定を行うための協議会等の枠組みを設けるべきかどうかについて引き続き検討する必要がある。

その際、どのような行政課題についての調整を行うべきか、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の任意の枠組みが果たしている役割との関係をどうするかといった点についてさらに検討する必要がある。

仮に新たな枠組みを設ける場合には、圏域計画の実効性を担保するための尊重義務を構成団体に課すことや、国との調整を図るために、必要に応じて、国の関係行政機関に対して、職員の出席及び説明並びに必要な資料の提出を求めることができるようすることなどについても検討する必要がある。

第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

1 「平成の合併」の経緯と現状

人口減少・少子高齢化の進行等に対応して、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められ、平成11年以降、全国的に市町村合併が積極的に推進された。

その効果については、少子高齢化や人口減少の歯止め、出生率の回復といった点は長期的に評価していく必要があるが、短期的には、職員配置の適正化等の行財政の効率化や、広域的なまちづくりの推進などの成果が現れているものと評価することができる。

市町村合併によって組織が専門化したり、専門職員が増加したりすることによって体制が充実した市町村がある一方で、合併後も人口規模が小さな市町村においては、依然として専門職員が不足している場合があるなど、市町村合併の効果の発現には、一様でない面がある。

市町村合併による行政区域の広域化に伴い、旧市町村地域の振興や公共施設等の統廃合の難航等の課題に加え、住民の立場からは、住民の声の行政への適切な反映などについて課題が生じている場合がある。

このような課題の解決に向け、それぞれの合併市町村においては、コミュニティ活動等を行う団体への地域単位での支援、コミュニティバスの運行・エリアの拡大、地域のイベントや祭りの実施及び伝統文化の保存・継承への支援、支所機能の充実によるサービスの維持・向上等、様々な取組を実施している。

合併市町村における支所や出張所、自治会などについては、コミュニティの維持管理や災害対応において重要な役割を果たしていると考えられる。しかしながら、地域によっては支所・出張所の適正配置の努力が必要なところもあり、地域の実情に応じた取組が進められるよう留意すべきである。

「平成の合併」により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変わった面がある。市町村の安定した財政運営を可能にするとともに、地域の実情を踏まえ、住民自治を強化するためにも、支所機能を適切に活用する等の取組を継続的に進めることができるようになることが必要である。このような観点から、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置を講じる必要がある。

なお、小規模な市町村においても、住民が行政に積極的に参画することにより、持続可能な行政サービス提供体制を構築しようとする真摯な試みが見られることに留意すべきである。

2 基礎自治体による事務の共同処理等の現状と課題

(1) 市町村間の広域連携や都道府県による補完の必要性

人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制については、基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併や

共同処理方式による市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適したもの自ら選択できるようにしていくことが必要である。

中でも、将来的に近隣市町村との共同処理を行うことが必要と考える市町村は多く存在し、市町村間の広域連携を一層進めていくとするニーズは高い状況にある。市町村が基礎自治体としての役割を果たしていく上で、市町村間の広域連携は有効な選択肢であり、その積極的な活用を促すための方策を講じるべきである。

さらに、自ら処理することが困難な事務について、将来的に都道府県が処理することが必要と考える市町村があり、都道府県の補完にも一定のニーズがある。都市機能が集積した都市から相当離れていること等の理由から、市町村間の広域連携によることが困難な場合には、都道府県による補完も重要な選択肢であり、これに資する方策を講じるべきである。

（2）現行の事務の共同処理制度の特徴

現行の地方自治法では、事務の共同処理の制度について、一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託の各方式が定められ、その効果が規定されている。全国の市町村においては、広域市町村圏施策が展開されて以降、現行の制度を活用して相当の成果が上げられている。

しかしながら、現に事務の共同処理を行っている市町村から、事務の共同処理の各方式について、それぞれの制度の特徴により、例えば、一部事務組合や協議会については迅速な意思決定が困難ではないか、機関等の共同設置については中心的な役割を果たす市町村の負担が大きいのではないか、事務の委託については委託団体が受託団体から事務処理の状況等の情報を把握することが困難なのではないか等の指摘があることも事実である。

3 具体的な方策

（1）新たな広域連携の制度の必要性

広域連携を一層進めていくため、現行の事務の共同処理の制度に加え、より弾力的な広域連携の制度を設けることとすべきである。

人口減少・少子高齢社会においては、中心市と近隣市町村が相互に役割分担を行い連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする定住自立圏のような仕組みが重要である。現行の定住自立圏形成協定の仕組みにおいては、実際に事務の共同処理を実施していくに当たって、その内容に応じて定住自立圏形成協定とは別に地方自治法上の事務の共同処理に係る規約を定めることが必要となる。

市町村間の広域連携を一層促していくためには、現行の地方自治法に定める事務の共同処理の方式のほか、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきである。

地方公共団体間における柔軟な連携の仕組みを制度化する場合、合意形成の手続、合意の実効性を確保するための調整方法、その他民法上の契約等では不十分と考えられる点をどのように補うかという観点から、検討することが必要である。

広域連携の仕組みを活用しようとする市町村、とりわけ条件不利地域にある市町村において、近隣の市町村が連携を望まない場合や、対象事務について協議が調わない場合などに、どのように広域連携を進めていくかについても検討を進める必要がある。

(2) 地方圏における市町村間の広域連携のあり方

三大都市圏以外の地方圏においては、地方中枢拠点都市を核に、産業振興、雇用確保、広域観光、高度救急医療、介護、障害者福祉、広域防災、人材育成等の分野において、都市機能の「集約とネットワーク化」を図っていくことが重要である。

このような地方中枢拠点都市を核とする圏域以外で定住自立圏施策の対象となりうる地域においては、その取組を一層促進することが必要である。このような都市機能の「集約とネットワーク化」の取組を一層促進するためには、地方中枢拠点都市の担うべき役割を整理すべきである。その上で、圏域における役割に応じた適切な財政措置を講じる必要がある。

(3) 三大都市圏の市町村

市町村合併があまり進捗しなかった三大都市圏の市町村においては、地方圏を上回る急速な高齢化が進行するとともに、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎える。

三大都市圏には面積が小さな市町村が数多く存在しており、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりに支障が生じている。

今後の市町村合併については、それぞれの市町村の自主的な選択を尊重することを前提とした上で、市町村の判断材料となるよう、市町村合併の成果や課題について、特に三大都市圏の市町村に対し、十分な情報提供が行われることが必要である。

地方公共団体間での柔軟な連携の仕組みについては、三大都市圏の市町村間の広域連携を促していくことにも資するものとすることが必要である。その際、三大都市圏においても都市機能の「集約とネットワーク化」の考え方には有効である。しかしながら、三大都市圏においては、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、基礎自治体が提供すべき行政サービス等について、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切ではない。各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用

であり、そのような水平的役割分担の取組を促進するための方策を講じるべきである。

(4) 市町村間の広域連携の促進に向けた留意点

今後、市町村間の広域連携を一層促していくに当たっては、連携するメリットを住民にわかりやすく示すことが必要である。特に、既に一定の規模・能力を備え、広域連携において中心的な役割を果たすべき都市（地方中枢拠点都市や定住自立圏施策における中心市）と近隣の市町村が連携を行う場合には、それぞれのメリットが示される必要がある。同時に、中心的な役割を果たすべき都市のリーダーシップのあり方や、市町村間の新たな広域連携の仕組みを踏まえた財政措置のあり方、さらには法的責任の所在や構成団体の住民に対する説明責任のあり方についても検討を進めるべきである。

なお、市町村間における民法上の契約等、地方自治法に基づかない広域連携についても、実際に広く実施されていることから、このような手法を含めて、連携を促していくべきである。

また、市町村が連携して民間部門等を活用する取組は、災害対応や監査、福祉などの分野において有効であり、特に民間部門等の専門的な人材の活用も有用である。市町村の技術系職員等の有する知識や技術を継承できるよう、専門的な人材を共同で確保することも考えられる。

これらの広域連携の取組によって、それぞれの地域が、それぞれの有する都市的な機能の魅力、自然環境の魅力等を高め、人々が地域に誇りを持って住み続けようと思えるような地域づくりを推進する必要がある。

さらに、三大都市圏の住民を地方圏に呼び込むなど、交流人口を増やす取組の必要性も高まっており、近隣の都市圏域を越えた遠方の市町村との連携・交流など、交流人口の増加という視点も重要である。

(5) 都道府県による補完

小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合において、地方中枢拠点都市や定住自立圏の中心市から相当距離がある等の理由から、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、当該市町村を包括する都道府県が、事務の一部を市町村に代わって処理する役割を担うことも考えられる。

現行法においては、市町村の事務を都道府県に委託しようとする際、都道府県に当該事務を処理する体制がない場合等に、当該事務の委託はふさわしくないものとされてきた。市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理制度の立法趣旨に留意しつつ、地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みを制度化し活用することにより、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようにすべきである。

なお、小規模市町村における事務処理の確保を考えるに際しては、各市町村の地理的条件や社会的条件が多様であることに鑑み、行政の効率化等の観

点のみにとらわれることなく、地域の実情を十分踏まえることが必要である。

別表

都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務

	事務	根拠条文	※1	※2	※3
1	保育士試験・登録	児童福祉法第18条の8、第18条の18等	○		
2	介護支援専門員の登録	介護保険法第69条の2等	○		
3	介護サービス事業者 [※] の業務管理体制の報告の受理・命令等 ※ 全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある介護サービス事業者(全ての事業所が一の市町村の区域内にある指定地域密着型サービス事業等のみを行う事業者を除く)	介護保険法第115条の32～第115条の34等	○	○	○
4	介護サービス情報の公表	介護保険法第115条の35等	○		
5	都道府県介護保険事業支援計画の策定	介護保険法第118条等	○		
6	国民健康保険組合の設立認可	国民健康保険法第17条等			
7	市域を越え、都道府県の区域内で事業を行う社会福祉法人の設立認可	社会福祉法第30条、第31条等			
8	都道府県福祉人材センターの指定	社会福祉法第93条等	○		
9	指定障害福祉サービス事業者等 [※] の業務管理体制の報告の受理・命令等 ※ 全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある指定障害福祉サービス事業者等(全ての事業所が一の市町村の区域内にある特定相談支援事業のみを行う事業者を除く)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2～第51条の4、第51条の31～第51条の33等	○	○	○
10	都道府県障害福祉計画の策定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条等	○		
11	特別児童扶養手当の受給資格の認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条等	○	○	

	事務	根拠条文	※1	※2	※3
12	都道府県老人福祉計画の策定	老人福祉法第20条の9等	○		
13	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等 ※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後	○	○	
14	婦人相談所の設置	売春防止法第34条等	○	○	
15	医療計画の策定	医療法第30条の4等	○		
16	病院の開設許可	医療法第7条等	○	○	○
17	地域医療支援病院の承認	医療法第4条等	○		○
18	精神科病院の設置	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7等	○		
19	臨時の予防接種の実施	予防接種法第6条等	○		
20	結核に係る定期の健康診断の実施の指示	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2等	○	○	
21	流域下水道の設置・管理 (市町村は都道府県と協議の上、設置・管理が可能)	下水道法第25条の2等			
22	浄化槽工事業者の登録	浄化槽法第21条等	○		
23	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定 (指定都市は必要な制限を付加する基準の策定が可能)	食品衛生法第51条等 (地方自治法施行令第174条の34等)	○		
24	特定毒物の製造許可	毒物及び劇物取締法第3条の2等	○	○	○

	事務	根拠条文	※1	※2	※3
25	麻薬取扱者及び向精神薬取扱者(一部)の免許	麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条等	○		
26	職業能力開発大学校・障害者職業能力開発校等の設置	職業能力開発促進法第15条の6、第16条等	○	○	
27	都市計画基礎調査の実施	都市計画法第6条等	○		
28	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定	都市計画法第15条第1項第1号、第87条の2等	○		
29	都市計画事業(一部)の施行認可	都市計画法第59条等	○		○
30	市街地再開発事業(一部)の施行等の認可	都市再開発法第7条の9等	○	○	○
31	防災街区整備事業(一部)の施行等の認可	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第122条等	○	○	○
32	都市計画区域の指定	都市計画法第5条等	○		
33	空港・上下水道等の広域的に決定すべき都市施設に係る都市計画の決定	都市計画法第15条第1項第2号～第7号、第87条の2、令第45条等	○		
34	土地利用基本計画の策定	国土利用計画法第9条等	○		
35	土地取引の規制区域の指定	国土利用計画法第12条等	○	○	
36	指定区間内の一級河川の管理	河川法第9条、令第2条等	○	○	
37	二級河川の管理	河川法第10条等	○	○	
38	直轄区域以外の砂防設備の管理	砂防法第5条等	○		
39	直轄区域以外の海岸保全区域等の管理	海岸法第5条等	○	○	

	事務	根拠条文	※1	※2	※3
40	公有水面の埋立免許	公有水面埋立法第2条等	○	○	○
41	地すべり防止区域の管理	地すべり等防止法第7条等	○		
42	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条等	○	○	
43	解体工事業者の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条等	○		
44	農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2等	○	○	○
45	農林物資製造業者等への立入検査等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14、第20条、第23条、令第12条等	○	○	○
46	農地(4ha以下)の転用許可	農地法第4条等	○	○	○
47	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	農地法第18条等	○	○	○
48	農業振興地域整備基本方針の作成 農業振興地域の指定 市町村が定める農用地利用計画の同意	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第6条、第8条等	○		
49	地域森林計画の策定	森林法第5条等	○		
50	民有林の開発行為の許可	森林法第10条の2等	○		○
51	保安林の指定(一部)・管理	森林法第25条の2、第34条等	○		
52	市町村立小中学校等の学級編成基準の決定 市町村立小中学校等の職員の給与等の負担 県費負担教職員定数の決定	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、市町村立学校職員給与負担法第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条等	○	○	

	事務	根拠条文	※1	※2	※3
53	市町村立高等学校等の設置認可	学校教育法第4条第1項第2号等	○		
54	私立幼稚園の設置認可	学校教育法第4条第1項第3号等	○		
55	私立小学校・中学校・高等学校等の設置認可	学校教育法第4条第1項第3号等	○		
56	学校法人(一部)の設立認可	私立学校法第4条、第30条等	○		
57	博物館の登録	博物館法第10条等	○	○	
58	史跡名勝天然記念物の仮指定 重要文化財等の管理に係る技術的指導等 政府が補助金を交付する重要文化財の管理等に 係る指揮監督 文化庁長官等に提出すべき書類等の経由事務	文化財保護法第35条、第110条、 第184条、第187条、第188条、 令第5条等	○	○	
59	商工会議所の定款変更の認可(一部)、事業状況 等の報告の受理・警告等	商工会議所法第46条、第57条～ 第59条、第84条、令第7条等	○	○	○
60	全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施 設計画・連携計画の認定	商工会及び商工会議所による小 規模事業者の支援に関する法律 第5条、第18条、第22条の2、令 第2条等	○		○
61	一般旅券の発給申請受理・交付	旅券法第3条、第8条等	○	○	○
62	砂利採取計画の認可 岩石採取計画の認可	砂利採取法第16条、採石法第33 条等	○	○	○
63	高压ガスの製造・貯蔵許可	高压ガス保安法第5条、第16条等	○	○	○
64	火薬類の製造(一部)・販売・消費許可	火薬類取締法第3条、第5条、第 25条、第56条の2、令第16条等	○	○	○
65	災害時の応急救助の実施	災害救助法第2条等	○		

	事務	根拠条文	※1	※2	※3
66	防衛大臣への自衛隊の災害派遣の要請	自衛隊法第83条等	○		
67	市町村消防の支援のための航空消防隊の設置	消防組織法第30条等			
68	都道府県警察の設置	警察法第36条等			
69	道路における交通の規制	道路交通法第4条等	○		
70	公害健康被害の補償給付	公害健康被害の補償等に関する法律第4条等	○		
71	第一種フロン類回収業者の登録	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第9条等	○		
72	工業用水の採取許可	工業用水法第3条等	○	○	○
73	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定、対策計画の策定	ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第31条等	○	○	

※1 指定都市及び指定都市を包括する道府県に対して行われた事務の移譲に関する意向調査(平成24年10月～平成25年2月)において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成とした事務

※2 同調査において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市を包括する道府県が移譲に賛成とした事務

※3 地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例により、一以上の指定都市に移譲されている事務